

## 愛知県動物愛護推進協議会平成28年度第2回会議議事録

- 1 日 時：平成29年2月14日（火） 午後2時から午後3時30分まで
- 2 場 所：愛知県東大手庁舎 402会議室
- 3 出席者：(委員) 矢部委員（会長）、齋藤委員（副会長）、狩野委員、清水委員、鶴田委員、  
牧野委員、柵木委員（代理出席 河原主任指導主事）、宮本委員、村松委員（代理出席 篠田技術職員）、山本委員、脇田委員  
（事務局）生活衛生課 遠藤課長、森課長補佐、岡主査、富田主任  
動物保護管理センター 神谷業務課長

### 4 概要

#### (1) あいさつ

##### 【生活衛生課 遠藤課長】

委員の皆様方には、お忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会平成28年度第2回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申しあげます。

さて、本県におきましては、災害に備えまして、平常時から関係団体との連携を図っているところでございますが、このたび、災害時の動物救護活動について、公益社団法人愛知県獣医師会と協定を締結する運びとなりました。

概要につきましては、後ほど御報告いたしますが、今後とも本県の被災動物対策につきまして引き続き御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日の議題として、平成28年度の推進計画の進捗状況の中間報告及び、平成29年度の動物愛護管理推進計画の取組につきまして、御説明させていただきます。

本日は、委員の皆様方の豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から各議題について、活発な御意見をいただければと思います。

今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、お願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

#### (2) 議題

ア 愛知県動物愛護管理推進計画の平成28年度の進捗状況（中間報告）について  
事務局 岡主査 資料3により、平成28年度の進捗状況を説明。

イ 愛知県動物愛護管理推進計画に係る平成29年度の取組について  
事務局 岡主査 資料4により、平成29年度の取組について説明。

##### 【狩野委員】

中核市は、直接市民と対応することが多く、困っている市民に対し引取りを断ることが難しいため、引取り数の数値目標を達成することは難しい。

終生飼養や不妊去勢手術の徹底を評価するための目安として、引取り数の数値を出しているのであれば、引取り拒否件数、引取り拒否頭数も集計して欲しい。今後の計画をたてる際に、数値目標に対する適切な指標を検討し、数値目標よりも取組の内容に重点を置いていく必要があると考える。

##### 【事務局】

おっしゃるとおり、具体的な取組に対する指標は様々であり、取組の中身を判定することは難しいと考えている。今後の計画の見直しの際に、数値目標が適切であるかを検討し、取組内容を適切に判定できる新たな指標についても考えていきたい。

##### 【狩野委員】

目標数値に振り回されないようにするために、取組に対する意思統一は重要であると感じている。

**【牧野委員】**

計りたい目標を明確にし、その目標を達成するための適切な尺度を次回の見直しの時期に決める必要がある。

引取り数は減少しているが、引取り拒否したものが終生飼養されているのかは不明である。仮に、終生飼養されていないということであれば、それも一つの指標として押さえておく必要があると考える。

**【矢部会長】**

動物の愛護及び管理に関する法律で終生飼養が謳われた後、現実にはどのように対応するのかは、自治体によって異なると思うが、名古屋市ではどうか。

**【篠田氏】**

平成24年度から動物愛護センターに動物の引取り窓口が集約された。引取りに関する相談では、一件につき長い場合は2時間から3時間話を聞いており、その日のうちに引き取ることは行っていない。引取りの判断はセンターの職員が行っているが、やはり判断をすることは難しい。

**【鶴田委員】**

飼い主からの引取りは、ある程度コントロールすることが可能であり、環境省も事務提要で調査をするようになった。我々も、傾向を分析しながら、しつけ教室を強化するのか、飼う前の指導をしっかりとすべきなのか考えて実施している。所有者の判明しない猫の引取りについては、非常にコントロールが難しい。地域猫活動の啓発等に力を入れているが、中々結果に結びつかない。しかし、法律に基づいた引取りを行わないというわけにもいかない。

**【清水委員】**

愛知県内で、行政に引取りを断られた動物を引き取る業者が何件あるのか、わかれば教えて欲しい。

**【事務局】**

行政に引取りを断られた動物を引き取る業者の件数の集計はしていない。老犬ホーム、老猫ホームというのはあるが、行政から断られた動物を引き取るものではない。引取りの説得の際には、飼い主自身で次の飼い主を探すように話している。

**【清水委員】**

愛知県動物愛護管理推進計画の視点Ⅱにおいて、動物取扱業者に対する監視指導の実施の項目があるため、様々な施設に立ち入ることがあると思うが、他県でそのような業者の飼育の方法が不適切であったとの報告があるため、愛知県でも気をつけた方が良い。

行政が引取りを断るだけでは動物愛護の形にはならないため、今後の検討課題として欲しい。

**【宮本委員】**

今年度報告された数字について、子猫なのか子犬なのか詳細がわかると今後の対策を話しやすい。もし数字がわかれば教えて欲しい。

**【狩野委員】**

引取りの9割以上は子猫である。岡崎では、犬の飼い主からの引取りは成犬が多く、捕獲する犬は子犬が多い。

**【鶴田委員】**

犬の引取りは成犬がほとんどである。猫の引取りは子猫が多い。成猫がセンターに来る場合は、迷い猫や交通事故にあった猫である。

**【牧野委員】**

犬で捕獲される数は成犬がほとんど。引取りも成犬がほとんど。飼い主からの引取り

猫は、成猫が多く、飼い主がいない猫は子猫である。

【篠田氏】

名古屋市では、成犬しか入ってこない。猫については、一番多いのは飼い主不明の子猫である。飼い主からの引取りは成猫が多いが、子猫もある。

【事務局】

犬は、引取りはほとんど成犬。猫は、所有者がいないもののほとんどは子猫である。愛知県では、子犬の収容も多いが野犬の子犬である。迷い犬のほとんどは成犬である。犬については、引取りより捕獲による収容頭数が多いのが現状である。

【宮本委員】

自治体間での引取りの傾向があまり変わらないということがわかった。

### (3) 報告事項

#### ア 災害時の動物救護活動に関する協定について

事務局 岡主査 資料5により、災害時における動物救護活動に関する協定の締結について説明。

【清水委員】

岡崎市等、地域の獣医師会と取り決めをして災害時の対策を進めている市もあるが、大きな災害が起きた際に、県下全域でどのように動くかは、県と県獣医師会が取り決めをし、それに基づき各市町村も連動して動いていただきたい。協定の締結が第一歩であり、今後詳細な内容を詰めていくことになるので、よろしく願います。熊本地震が起きた際には、九州地域の獣医師会の連合会からVMATが派遣され、活動を行った。愛知県にはVMATは未だ無いが、これからVMAT等の立ち上げをしたい。中部の獣医師の連合会は、8県1市の計9つの獣医師会で作られているため、連動して活動出来るようにもっていったらと考えている。

【矢部会長】

九州地域は島であるため、九州地域の獣医師会の連合にどこの県が含まれるかわかりやすいが、中部はどうか。

【清水委員】

中部獣医師会連合会には北陸が含まれており、福井、石川県、富山県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市で構成されている。三重県は、関西に入るため、中部には入っていない。

【矢部会長】

中部に三重県が入っていないのは、災害時にあまり現実的ではないと思うが、どう考えるか。

【清水委員】

三重県が中部に入っていない理由は、行政区分で関西に入っているためであるようだ。被災時の連携を今後検討していく必要がある。

【山本委員】

協定の活動内容における動物救護施設の設置は、災害時の保護施設の設置とは別と考えて良いのか。

【清水委員】

災害を受けた各場所で問題となってくるのは、同行避難である。同行避難の場所について獣医師会が指示をする立場に無い。行政の方で人間の避難場所、動物も一緒に避難できる場所と区分して作っていただけのが一番良いと考える。我々が今回締結する活動内容は、被災した動物に対するケアをどのようにするかである。今後は、愛知県被災動物対策連絡協議会において作成した平常時のマニュアル等の修正について、行政と

話を詰めていきたいと考えている。また、できるだけ同行避難がスムーズにできるように、被災した動物が無事に飼い主のところへ戻れるように、各市町村においても話をしていきたいと考えている。

**【矢部会長】**

被災動物の対象は、愛玩動物又は伴侶動物として家庭で飼養されている動物ということだが、個人でペットとして飼っている特定動物、特定外来生物の扱いはどうなるのか。

**【清水委員】**

エキゾチックアニマル等の扱いについては、細かい打合せはまだしていない。専門的に見る獣医師に限られるため、対象とするかについては、これから詰める話である。

**【事務局】**

特定動物等については、災害時は飼い主の方自身で対応することになるため、日頃からの逸走防止、避難先の確保等について、許可取得時等の機会に指導をしている。